

実現可能なサービス(障害者控除)

(2007年9月1日現在)

市町村名	すべての要介護認定者を対象に	認定書・申請書の個別送付を	翌年以降の継続について
1 名古屋市	要介護認定と障害者認定は判断基準が異なるので、考えていない	該当する方に認定書を交付	認定書交付の際、窓口で複数年使用できると説明
2 豊橋市	要介護認定と障害者認定は判断基準が異なるので、考えていない	要介護認定結果通知とともに制度案内を同封、対象者に認定申請の案内を通知	認定書提示、コピー添付で継続と案内に記載
3 岡崎市	要介護認定と障害者認定は判断基準が異なるので、考えていない	該当する方に認定書を交付	認定書交付の際、窓口で複数年使用できると説明
4 一宮市	要介護1から5の認定者を、認定書の発行対象者としている	個別送付はしていないが、広報、認定結果通知書に案内を同封、申請書はHPからダウンロード可	毎年12月31現在の障害の状況で判断すべき。毎年交付申請が必要
5 瀬戸市	介護認定を受けてる人で6カ月のねたきりで日常生活に支障ある65歳以上の方 知的障害者、身体障害者と同程度の障害のある65歳以上の方	すべての要介護者認定者に案内送付	「広報せと」で周知している
6 半田市	要介護認定と障害者認定は判断基準が異なるので、考えていない	認定結果通知時に制度の案内を同封している。個別送付は考えていない	
7 春日井市	自立度が自立、ほぼ自立に該当する場合は対象外	広報掲載、認定結果通知時に、制度案内を同封	認定書添付又は提示が筆応な為、毎年交付
8 豊川市	すべての要介護認定者を対象にすることは困難	要介護3以上の方へ制度の通知をしていく	要介護3以上へ制度の種鬱をしている
9 津島市	要介護1以上を対象	非課税の方は、必要ないため下、申請されたらに発行している	対象の方の状態の変動がある為、1年ごとに発行
10 碧南市	介護度のみではなく、障害高齢者又は認知症の自立度もあわせて把握し認定	本年から対象者に案内チラシを同封、申請により交付	周知については、関係機関の体制整備が必要
11 刈谷市	要介護1～5の方から、申請があった場合、状況を確認した後、原則すべての申請者に認定書を交付	すべての確定申告等が必要な人ではありませんので、広報で周知	毎年12月31現在の障害の状況で判断すべき。毎年交付申請が必要
12 豊田市	文書回答なし		
13 安城市	認知症又は身体に障害のある65歳以上の方で、これらと同程度の障害があると市から認定を受けた人	広報紙を活用し周知。個別には送付していない	毎年、申請に基づき認定書を発行
14 西尾市	要介護1以上で、寝たきり度及び認知度のそれぞれの判断基準に基づき認定	介護認定を受けた方に、制度の案内を郵送で周知	変更・消滅が無ければ対象になると窓口で個別案内
15 蒲郡市	実施している	認定申請に基づき、個別に審査し認定を行う	今後、検討
16 犬山市	要介護1～5の方で、障害の認定が確認できる場合に認定、すべてを対象とはできない	広報で周知するとともに、対象者には個別に案内文書を送付	当地区管轄税務署は、認定書の添付が必要なため、周知できない
17 常滑市	主治医意見書の日常生活自立度により実施	必要な人に交付	主治医意見書の日常生活自立度を確認して交付
18 江南市	18年度より要支援2以上の方を対象	18年度より要支援2以上で障害者手帳を持っていない方へ、認定案内書と認定申請書を送付	広報などで周知
19 小牧市	国の定めに従って認定、本市独自の施策は検討していない	対象者のうち更新者には個別に案内している現行どおりにおこなう	現行どおり
20 稲沢市	12月31日現在で介護度が6カ月継続しているなど条件はあるが、原則要介護1以上の方すべてを対象	対象者には、申請書及び認定書を同時に送付	認定書添付が必要となるケースが多いため毎年発行
21 新城市	要介護1以上の方を対象	広報紙、HPにより周知	予定ありません
22 東海市	広域連合において、要介護3以上であること、6カ月以上ねたきりであること、さらに主治医意見書の状況が要件	要介護認定の結果通知書送付の際、案内文を送付。個別は考えていない	必要に応じて、最新の認定書を交付。複数年使用は、税務署と協議し検討していく

市町村名	すべての要介護認定者を対象に	認定書・申請書の個別送付を	翌年以降の継続について
23 大府市	同上	同上	同上
24 知多市	同上	同上	同上
25 知立市	実施している	要介護1 滋養の人は、認定書を交付	毎年、交付する考え
26 尾張旭市	医師意見書、認定調査から判断しているが、要介護1 以上の場合、ほとんど該当	個別に案内文を送付。申請書の送付については、検討中	周知に努めます
27 高浜市	障害程度級表に照らし合わせ認定、今後も継承	個別送付は混乱を招くことが予想される。ケアマネ及び施設に周知	毎年、申請に基づき認定書を交付
28 岩倉市	平成14年8月1日付け国からの事務手続きに基づき、岩倉市認定基準(主治医意見書)に基づき認定	本人又は、扶養親族に毎年個別に案内通知するとともに、広報などでPR	各市町村の状況を参考に調査研究していきたい
29 豊明市	取扱要領第3条別表により定めている。要支援2は、日常生活自立度「A」若しくは、認知症老人判定基準「～ b」に認定書発行	申請のあった人のみ交付。全員への送付は考えていない	交付時の窓口対応で、周知
30 日進市	要支援2を含むすべての要介護認定者を対象としている	広報、認定結果通知送付時、確定申告受付時又はケアマネを通して周知、申請による認定書交付	毎年度申請の現行を継続
31 田原市	要介護認定と障害者認定は判断基準が異なるので、個別に障害の程度を判断する必要がある	広報に掲載、介護給付通知書にお知らせ同封、ケアマネに周知徹底	その都度、主治医意見書などで認定書を交付する方針
32 愛西市	現行どおり	現行どおり、周知方法は12月広報に掲載	障害事由の変更・消滅がなければ継続できる旨の説明文書を同封し周知
33 清須市	一律に対象とすることはふさわしくないとの国の指導もあるので、市の基準について検討中	広報や認定通知に案内を同封し周知をはかる。個別は経費等から考えていない	毎年申請していただく
34 北名古屋市	要介護1から3を「障害者」、4、5を「特別障害者」として認定書を発行	1月の広報で周知、確定申告用の保険料額のお知らせの際、案内を記載、個別に送付	税控除の担当所管での判断
35 弥富市	交付事務処理要領を定め、7月から実施	個別送付は考えていない	毎年、申請していただく
36 東郷町	要介護認定と障害者認定は判断基準が異なるので、個別に障害の程度を判断する必要がある	平成18年12月に要介護認定者に対して個別に文書にて制度の再周知をおこなった	障害事由の変更・消滅がなければ継続できる旨の説明。ただし写しの提示を依頼
37 長久手町	要介護1から5までの方と要支援2の方を対象	広報等により周知し、認定書を発行	現段階では考えていない
38 豊山町	所得税法施行令第10条および地方税法施行令第7条または第7条15の8の規定に基づき、要介護1以上を対象とする	対象となる介護認定者にたいし、認定申告書を個別に送付	
39 春日町	要介護者を対象	認定書、認定申請書は送付していないが、案内はしている	今後考慮する
40 大口町	申請に基づき障害者に準ずると認められた者については認めるが、すべてを対象とするとは考えていない	申請方式をとっており、個別送付は考えていない	広報、無線などで周知する
41 扶桑町	介護度1～3を障害者、4、5を特別障害者と位置づけ、個別に意見書、調査票から判断し、全員を対象としている	すべての要介護認定者に、認定書を発行	毎年、すべての要介護認定者に認定書を発行
42 七宝町		窓口に来庁した対象者に個別に手渡し	必要があれば認定しているので、継続は考えていない
43 美和町	平成19年5月より、要介護4・5を対象とし、主治医意見書における日常生活自立度の程度により認定書の発行とした		当町における認定期間は、介護保険被保険証認定期間となっているため、その都度発行
44 甚目寺町	本年度から、申請時の書類(医師の診断書等)を不要とする対応を考えている	平成18年度に要介護4・5の人に案内通知を送付し、申請をすすめた	障害事由の変更・消滅がなければ継続できる
45 大治町	要介護認定と障害者認定は判断基準が異なるので、個別に障害の程度を判断する必要があると考えるため、すべてを対象とする考えはない		
46 蟹江町	障害者控除対象者認定書があれば対象とする	個別に送付する考えはない	周知はおこなっている

市町村名	すべての要介護認定者を対象に	認定書・申請書の個別送付を	翌年以降の継続について
47 飛島村	要4・5を対象としているが、現在、身体障害者、知的障害者を含めるようと検討中	要介護4・5については申請書を送付	各年毎の申請、交付としている
48 阿久比町	介護度により対象としています	19年度より個別に送付予定	認定書を送付するので、添付が必要
49 東浦町	広域連合において、要介護3以上であること、6カ月以上ねたきりであること、さらに主治医意見書の状況が要件	要介護認定の結果通知書送付の際、案内文を送付。個別は考えていない	必要に応じて、最新の認定書を交付。複数年使用は、税務署と協議し検討していく
50 南知多町	訪問調査票、主治医意見書により確認し基準により認定	引き続き町広報においてPRに努め、該当すると思われる方には、申請してもらい基準により交付	毎年、交付する考え
51 美浜町	要介護認定者で障害者認定と同レベルの者を対象としている	対象者に送付している	申し出により再発行する
52 武豊町	現行制度で実施	現在のところ考えていない	現在のところ考えていない
53 一色町	要介護度、主治医意見書の自立度で判定	申請主義、認定結果通知時に制度説明文書同封	予定なし
54 吉良町	今後、県下の状況を勘案し検討。	要介護人認定者が対象者であることは、広報誌、介護認定通知書送付時に案内するなどしている	
55 幡豆町	現行どおりの実施要件に該当する者のみ	個々の介護認定状況にて判断するため予定なし	認定者交付時に周知
56 幸田町	現行基準で引き続きおこなう	該当者には、申請書を個別送付するとともに、広報誌にも掲載	
57 三好町	文書回答なし		
58 設楽町	税法上控除の対象者は、「その年の12月31日の現況で引き続き6カ月以上にわたって身体の障害により寝たきり状態で、複雑な介護を必要とする人」となっているのでその基準で認定	過去に該当されてる方は、又は、新規に該当されている方は、税務申告時に聞き取りにより必要であれば申告者に説明をしている	前年度の控除該当として税務情報が残されているので、申告時に確認している
59 東栄町	現在の要領で実施するが、周知、申請書の送付は実施したいと考えている		
60 豊根村	村で基準を決めて実施している	村基準該当者には、個別送付を実施している	前年認定者については、個別通知を実施している
61 音羽町	文書回答依頼せず		
62 小坂井町	「高齢者の所得税法の障害者控除の取扱について」に基づき、寝たきり度、認知症度基準により発行	すべての要介護認定者に、「障害者向上の案内」文書を送付	要介護度などの状況が変わることがあるので、毎年申請してもらおうようにしている
63 御津町	文書回答依頼せず		